

# 神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）

## 修正素案

令和3年12月

神奈川県

## 神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）の主な修正事項の一覧

### 第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

体系		修正の内容
第3章 計画の推進主体とその役割		
第1節	計画の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むことなど、男女共同参画等の推進に関することを追加</li> </ul>
第3節	県民等の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクや消毒液、モバイルバッテリーなど県民の備蓄品の例を追加</li> <li>災害の危険が高まった時に正常性バイアス等により避難が遅れることのないよう、自らの判断で適時適切な避難行動を取ることが追加</li> </ul>

### 第2編 風水害対策編

体系		修正の内容
第1章 災害に強いまちづくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、災害に強いまちの形成に関する記載を追加</li> </ul>
第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないなど、風水害に強い土地利用の推進に努めることを追加</li> </ul>
第2節	治水・造林	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備に当たっては、流木被害の未然防止の工夫等を図ることを追加</li> </ul>
第3節	治水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市化の進展や、気候変動による集中豪雨などが頻発する状況の中、河川管理者が主体となっていく治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策への転換が必要であることを追加</li> <li>特定都市河川の河川管理者等は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同した流域水害対策計画の策定や「流域水害対策協議会」等を組織し、連絡調整等を行うことを追加</li> <li>県知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができることを追加</li> </ul>

体 系		修正の内容
第6節	洪水調節	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者は、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進することを追加</li> </ul>
第7節	高潮対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年5月、令和3年8月に相模灘沿岸において高潮浸水想定区域の指定並びに高潮特別警戒水位を設定したことを追加</li> <li>高潮による浸水被害の発生状況と潮位等の実績を精査し、高潮氾濫発生情報の精度向上を図ることを追加</li> </ul>
第9節	土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備等の整備等に加え、流木・風倒木流出防止対策等を含め、総合的な土砂災害対策を推進することを追加</li> <li>災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、様々な建築の制限を幅広く検討することを追加</li> </ul>
第13節	ライフラインの安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めること等を追加</li> <li>大規模停電発生時に、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めることを追加</li> </ul>
第2章 災害時応急活動事前対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染拡大により、複合災害への対応が新たな課題となっていることなどを追加</li> </ul>
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報収集や避難対策など災害対応におけるAIやデジタル技術の活用など、防災・減災におけるDXの推進に努めることを追記</li> <li>防災行政通信網の再整備により、県機関、市町村及び防災関係機関との情報共有の確実性の強化や利便性の向上等を図ることを追加</li> </ul>
第3節	救助・救急、消火活動体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時のエレベーター停止による閉じ込めや、上層階に取り残された方の救出救助が円滑に行えるよう、保守事業者との連携や訓練の充実に努めることを追加</li> </ul>

体 系		修正の内容
第5節	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者に関する個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことを追加</li> <li>・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正</li> <li>・災害対策基本法の改正により、従前の広域一時滞在に加え、災害発生の際の段階からの避難である広域避難の協議手続きなどが規定されたことを受け、広域避難を円滑に行える体制等の検討に努めることを追加</li> <li>・市町村は、地域の特性や新型コロナ等の感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を予め指定し、周知徹底を図ること、また、指定避難所だけでは量的に不足する場合、可能な限り多くの避難所を開設し、特に要配慮者に配慮し、被災地域外にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めること等を追加</li> <li>・指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めることなどを追加</li> <li>・指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めることを追加</li> </ul> <p>(新型コロナ関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、感染症のまん延など、避難所を巡る環境の変化に対応し、避難所マニュアル策定指針の修正に取り組む旨追記</li> <li>・保健所が、防災担当部局と連携し、新型コロナを含む感染症の自宅療養者が、危険な場所に居住しているか確認することや、避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うことを追記</li> <li>・市町村が、新型コロナを含む感染症対策のため、避難所におけるレイアウトや動線、感染者の発生や受け入れる場合を含め、必要な措置を講ずるよう努める事、必要な場合はホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所の開設に努める事などを追記</li> </ul>
第6節	帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者対策取組企業公表制度において、社会全体における帰宅困難者対策の底上げを図り、企業等の取組を促進することを追加</li> <li>・災害発生時の交通機関停止時に、関係機関と連携して一時滞在施設の開設と周知を円滑に行う体制の確保に努めることを追加</li> </ul>
第7節	要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川県DWA T）に関する記載を追加</li> <li>・災害対策基本法の改正を踏まえ、個別避難計画に関する事項の追加</li> </ul>

体 系		修正の内容
第 8 節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	・大規模な災害発生のおそれがある場合、物資調達・輸送調整等支援システムを用いた備蓄状況の確認や備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることを追加
第 11 節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	・踏切道改良促進法の改正を踏まえ、鉄道事業者と道路管理者が、国が指定した踏切道について、災害時の管理方法の検討を進めることを追記
第 14 節	広域応援体制等の拡充	・国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めることを追加
第 15 節	県民の自主防災活動の拡充強化	・時点修正 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクや消毒液、モバイルバッテリーなど県民の備蓄品の例等を追加
第 17 節	防災知識の普及	・過去の災害の教訓を踏まえ、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があることを追加 ・住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動等について普及啓発を図ることを追加 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクや消毒液、モバイルバッテリーなど県民の備蓄品の例を追加
第 18 節	防災訓練の実施	・大規模風水害等の災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める必要があることを追加 ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施することを追加
第 19 節	災害救助実施体制の充実	・災害救助法の改正を踏まえ、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用が可能となり、県（救助実施市を含む）が避難所の供与を実施することができるようになったことを追加

体 系		修正の内容
第3章 災害時の応急活動計画		
第1節	災害発生直前の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報に関する修正やキキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の反映</li> <li>・横浜地方気象台から発表される気象情報について、より正確な記載に修正</li> <li>・令和2年6月に城山ダムに関する新たな情報共有の仕組みを構築したことを追加</li> <li>・広域避難に関する記載について、災害対策基本法の改正内容に合わせ修正し、第2編第3章第4節から転記</li> </ul>
第3節	水防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の水防計画の内容に修正</li> </ul>
第4節	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正</li> <li>・広域一時滞在に関する事項の追加</li> <li>・災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ることを追加</li> <li>・災害時帰宅支援ステーションについて、平時には広報物等を活用し、また、災害時に協定事業者が当該ステーションを開設した際には、ホームページやSNSを活用し、周知を図ることを追加</li> </ul>
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村からの給水車支援要請ルート等を修正</li> </ul>
第12節	ライフラインの応急復旧活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設について、電気事業者により早期の復旧を促すことを追加</li> </ul>
第15節	広域的応援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災市区町村応援職員確保システムの名称変更を反映</li> </ul>
第17節	災害救助法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法の改正を踏まえ、法の適用基準の内容を反映</li> </ul>

体 系		修正の内容
第4章 復旧・復興対策		
第1節	復興体制の整備	・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底することや、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮することを追加
第2節	復興対策の実施	・発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施することやより多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める必要があることを追加 ・令和2年12月に改正された被災者生活再建支援法の内容を反映（中規模半壊世帯に関する事項を追加）

### 第3編 火山災害対策編

体 系		修正の内容
第3編 火山災害対策編		・令和3年7月に山梨県との間で「火山噴火時の相互応援及び火山研究職員等の交流に関する協定」を締結したことを追加
第1章 災害予防		
第1節	火山情報の伝達体制等	・降灰予報や火山現象に関する情報等の内容について最新の状況に修正
第2章 災害時の応急活動計画		
第4節	避難対策	・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正
第5節	箱根山及び富士山の個別対策	・令和3年3月に富士山ハザードマップの改定を踏まえ、火山災害警戒区域の指定に伴う警戒避難体制に係る事項等を追記

### 第4編 雪害対策編

体 系		修正の内容
第2章 災害時の応急活動計画		
第6節	避難対策	・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正

### 第6編 油流出等海上災害対策編

体 系		修正の内容
第2章 災害時の応急活動計画		
第5節	避難対策	・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正

## 第11編 危険物等災害対策編

体 系		修正の内容
第2章 災害時の応急活動計画		
第4節	避難対策	・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正

## 第12編 大規模な火事災害対策編

体 系		修正の内容
第2章 災害時の応急活動計画		
第4節	避難対策	・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正

## 第13編 地下街等災害対策編

体 系		修正の内容
第2章 災害時の応急活動計画		
第4節	避難対策	・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正

## 第14編 林野火災対策編

体 系		修正の内容
第2章 災害時の応急活動計画		
第4節	避難対策	・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正

## 第15編 その他の災害に共通する対策編

体 系		修正の内容
第2章 災害時の応急活動計画		
第4節	避難対策	・災害対策基本法の改正を踏まえ、避難情報の名称等を修正